



市 章

大津市公報

令 和 4 年 2 月 1 日
号 外 (第 6 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 4 大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則…………… 1
- 5 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第4号

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則(平成27年規則第60号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部長は、専門の事項を調査し、及び検討するため必要があるときは、本部にプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの組織及び運営については、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第5号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表母親クラブ活動費補助金の項の次に次のように加える。

多様な集団活動事業利用料
補助金

小学校就学前の子どもが多様な集団活動事業を利用するのに要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担を軽減し、もって児童の福祉の増進を図ること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。